

「五島市」への修学旅行等推進事業費補助金交付要領

(令和3年6月1日 決裁)

(趣旨)

第1条 市は、修学旅行等の推進を図るため、修学旅行等を実施する県内の小・中学校の児童及び生徒（五島市立学校設置条例（平成16年五島市条例214号）に基づく学校の児童及び生徒を除く。）の保護者に対して、予算の定めるところにより、「五島市」への修学旅行等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「修学旅行等」とは、修学旅行、野外活動、宿泊活動その他学習指導要領に基づく遠足・集団宿泊的行事及び旅行・集団宿泊的行事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる保護者は、五島市において1泊以上の修学旅行等を実施する県内の小・中学校の児童及び生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であって、児童及び生徒の修学旅行等に係る費用を同法第13条に規定する教育扶助その他の施策による修学旅行等の費用に負担されているものについては、対象としない。

(補助対象費用及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、次の各号に掲げる修学旅行等の行事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用から県及び学校の所在する市町（教育委員会を含む。）の補助金その他の助成される額を控除した保護者の自己負担額の費用とする。

(1) 修学旅行 次の経費の合算額

ア 長崎港・福江港間の移動に要する船賃

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づくホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業の許可を受けた者の経営する五島市内の宿泊施設の1泊の宿泊費（2泊以上宿泊するときは、最も高額の宿泊費とする。）

(2) 修学旅行を除く修学旅行等 長崎港・福江港間の移動に要する船賃

2 補助金の額は、前項に定める費用の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の

端数が生じたときには、その端数を切り捨てた額) とする。ただし、同項第 1 号に定める費用に係る補助額は、6,000 円を限度とする。

(補助金の申請の手続等)

第 5 条 規則第 4 条に規定する申請書は、補助金を受けようとする児童及び生徒が通学する小学校又は中学校の校長 (以下「校長」という。) を経由して提出するものとする。

2 この補助金の交付を受けようとする者は、校長に対し補助金の請求、受領および実績報告に関する一切の権限を委任するものとする。

(申請書の提出期限)

第 6 条 規則第 4 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度 2 月末日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第 7 条 規則第 4 条の規定により申請書に添付すべき書類の様式は、「五島市」への修学旅行等計画書 (様式第 1 号) とする。

2 規則第 4 条の規定により申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 委任状 (様式第 2 号)

(2) 修学旅行等の行程が確認できる書類の写し

(3) 児童及び生徒 1 人当たりの修学旅行等の費用が確認できる見積書の写し

(申請の取下げのできる期限)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日とする。

(変更の承認)

第 9 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定による変更の承認を受けようとするときは、「五島市」への修学旅行等計画変更承認申請書 (様式第 3 号) を提出して行うものとする。

2 規則第 11 条第 2 項第 1 号の別に定める軽微な変更は、補助額の 30 パーセント以内の額の変更とする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日まで行うものとする。

2 第 13 条第 1 項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 「五島市」への修学旅行等実績書 (様式第 1 号)

(2) 児童及び生徒 1 人当たりの修学旅行の費用が確認できる領収書の写し

附 則

この要領は、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

「五島市」への修学旅行等計画書（実績書）

| | |
|----------|-----------------|
| 学 校 名 | |
| 修学旅行等の名称 | |
| 修学旅行等の目的 | |
| 修学旅行等の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

| 保護者氏名 | 児童生徒氏名 | 補 助 対 象 経 費 | | | 備考 |
|-------|--------|-------------|--------|----------|----|
| | | 船 賃(a) | 宿泊費(b) | 計(a)+(b) | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 人 | | | 円 | 人 |

摘要

- 1 備考の欄には、生活保護法による教育扶助その他の施策による修学旅行等の費用負担がある児童生徒の項にその旨を記入してください。
- 2 この表は、必要事項が記載されている場合に限り、別様に作成しても差し支えありません。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

住 所

保 護 者 氏 名

Ⓜ

児童又は生徒氏名

委 任 状

私は、
学校 校長
を代理人と定め、「五
島市」への修学旅行等推進事業費補助金の請求、受領及び実績報告に関する一切の権
限を委任します。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住 所

氏 名

⑨

連絡先

「五島市」への修学旅行等計画変更承認申請書

年 月 日付け五島市指令 第 号で交付決定の通知があつた「五島市」への修学旅行等推進事業費補助金について、次のとおり計画を変更したので、五島市補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（様式は、様式第 1 号に準じ、変更された部分の変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が対比できるように作成すること。）